

事務事業評価(事前評価)シート

主管課(担当名)	社会福祉課(社会援護担当)	事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 実施計画 <input type="checkbox"/> 重点プロジェクト
事務事業名	生活困窮者自立支援事業	事業番号	12556

1 施策体系

施策体系との関連	施策区分	1-9	生活自立支援
	施策目標	自立した生活を送るための支援体制が充実したまち	

2 事務事業の目的

目的	生活困窮者に対する相談窓口を設置し、必要な情報提供・助言等を行うとともに、住居を失った又はそのおそれがある方に対して住居の確保を支援する。また、生活保護受給者の個別の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな就労支援を行うことにより、継続的な自立の促進を図る。
成果	1、被保護者への自立支援 平成17年度に導入した自立支援プログラムに基づき、個々の被保護者に必要な支援を実施し、平成23年度より開始した就労支援プログラムの取組では、就労支援専門員を配置し、ハローワーク等との連携を図る中で就労(増収)による自立助長が図られている。 2、生活困窮への支援 民生委員や関係機関と連携し、困窮状態に応じた相談や助言等を継続して実施し、ニーズに応じた関係先につないでいる。また、失業により住宅を喪失するおそれのある世帯について、住宅確保給付金を支給し住居の確保を支援している。
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営(市が直接実施) <input type="checkbox"/> 補助(民間等に補助) <input checked="" type="checkbox"/> 委託(民間等に委託) <input type="checkbox"/> その他
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務⇒2 <input checked="" type="checkbox"/> 法定受託事務⇒1

3 事務事業の概要

事務事業の概要	年度	概要						
		27	生活困窮者自立支援制度における必須事業である自立相談支援事業と住宅確保給付金事業の実施 生活困窮者自立支援制度における任意事業である家計相談支援事業の実施 生活保護自立支援推進事業の実施					
	28	同上						
	29	同上						
	30	同上						
	31	同上						
事業費と内訳	(単位:千円)		H27	H28	H29	H30	H31	総事業費
	事業費		17,861	12,829	18,202	18,202	18,202	85,296
	内訳	国庫支出金	9,756	6,494	9,312	9,312	9,312	44,186
		道支出金						
		地方債						
		その他						
		一般財源	8,105	6,335	8,890	8,890	8,890	41,110
	人員(人工)		0.125	0.125	0.125	0.125	0.125	
職員費(人員×8,081千円)		1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	5,050	
総事業費		18,871	13,839	19,212	19,212	19,212	90,346	
維持管理	管理主体							
	運営方法							
	維持管理費	施設維持費						
		概算人件費						
	合計/年							

4 事務事業の現状と課題

活動指標	指標名	計画値 (H27)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
	生活困窮者支援プラン作成件数		14件	25件
生活保護就労支援プログラム参加者数		21人	25人	30人

**事務事業改善策
(継続事業のみ記入)**

生活困窮者などへの支援には、個々の世帯の困窮状況を把握し、困窮者の実態に即した支援を行うことが重要である。このため、広報誌などによる相談窓口や各種制度の周知を図るとともに、民生委員児童委員や関係機関との更なる連携により、生活困窮者の早期発見、早期支援に努める。

5 事務事業の効果について

取組みに当たって期待される効果など	<p>◇生活保護～就労意欲、生活能力の低下している被保護者に対し、事業を活用することで自立助長の効果が期待できる。特に、若年層の失業者が増加していることから、被保護者に寄り添って就労支援を行う取り組みの効果が期待できる。</p> <p>◇生活困窮～民生委員児童委員やハローワーク等との連携により、支援を必要とする生活困窮者を早期に発見し、個々の状況に応じて迅速な対応を図ることで困窮状況の解消により自立した生活が期待できる。</p>
--------------------------	--

6 評価の視点

ア. 市民ニーズ	<p><input type="checkbox"/>かなりのニーズがある <input checked="" type="checkbox"/>ニーズはある <input type="checkbox"/>ニーズはあまりない</p> <p>生活困窮者対策は、低所得者の福祉の充実という施策の根幹をなす取組と考える。</p>
イ. 市が実施する必要性	<p><input checked="" type="checkbox"/>市が実施すべきである <input type="checkbox"/>市の実施について検討の余地あり <input type="checkbox"/>市以外で実施可能である</p> <p>◇生活保護～市が保護の実施責任を負うことが義務づけられている。 ◇生活困窮～生活困窮者自立支援法が施行され、実施が義務づけられている。</p>
ウ. 事業の緊急性	<p><input type="checkbox"/>緊急性が高い <input checked="" type="checkbox"/>緊急性はある <input type="checkbox"/>緊急性はない</p> <p>生活困窮者対策は、低所得者の福祉の充実という施策の根幹をなす取組のため緊急性はある。</p>
エ. 手段の適切性	<p><input checked="" type="checkbox"/>適切である <input type="checkbox"/>現状として妥当である <input type="checkbox"/>検討の可能性はある</p> <p>◇生活保護～就労支援プログラムでは、就労支援専門員を配置し、対象者に寄り添いきめ細やかに対応している。 ◇生活困窮～根室市社会福祉協議会の「ねむる日常生活サポートセンター」を核に相談事業を進めている。</p>
オ. 事業の公平性	<p><input checked="" type="checkbox"/>公平性は高い <input type="checkbox"/>概ね公平である <input type="checkbox"/>改善の余地はある</p> <p>生活困窮者に対する支援であり、受益者負担は望めないが、相談事業、支援策の展開には公平性が十分に図られていると判断する。</p>
カ. 事業の有効性	<p><input checked="" type="checkbox"/>本事業の有効性が高い <input type="checkbox"/>本事業の有効性がある <input type="checkbox"/>既存事業と大きな差はない</p> <p>生活困窮対策は、行政と社会福祉法人との協力が図られており、有効性が高い事業と判断する。 生活困窮者の発見・把握が課題とされていることから、関係機関との連携、相談しやすい窓口の設置など事業の有効性が高いと判断する。</p>

7 今後の事業の進め方

ア. 総合政策部で付された意見	<p>【計画どおり実施】 総合計画事業として計画どおり事業推進されたい。</p>
イ. アを踏まえ、担当部局の方針	<p><input checked="" type="checkbox"/>計画どおり着手が適当 <input type="checkbox"/>再検討し実施する <input type="checkbox"/>着手を延期する</p> <p>支援を必要としている方に必要な支援が行き渡るよう、各種相談窓口の周知や民生委員児童委員等との連携により生活困窮者把握に努めているが、困窮者の早期発見が課題となっている。</p>

作成年度 平成27年度